

# ハローワーク大和発

(平成30年3月内容)

仙台公共職業安定所大和出張所  
 黒川郡大和町吉岡南2-3-15  
 tel 022-345-2350  
 FAX 022-345-0596

【平成30年5月1日発行】

## 【窓口の動き】

### 求人

新規求人数（一般、パート）は、677人で前年同月比3.2%増となった。

有効求人数は、2,405人で前年同月比7.4%減となった。

新規求人倍率は、2.29倍となり、前月より0.63ポイント下回ったが、前年同月比では0.49ポイント上回った。

有効求人倍率は、2.05倍となり、前月より0.01ポイント下回ったが、前年同月比では0.18ポイント上回った。

一般の新規求人数は、405人で前年同月比3.6%減となった。特に、製造業、宿泊業・飲食サービス業、医療・福祉業が減少している。

パートの新規求人数は、272人で前年同月比15.3%増となった。運輸業が減少したものの、卸売・小売業、製造業、サービス業は増加している。

### 求職

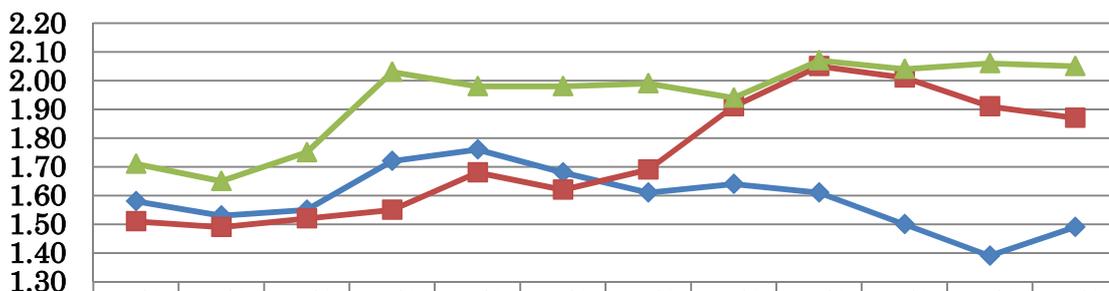
新規求職者数は、295人で前年同月比19.2%減となった。

有効求職者数は、1,176人で前年同月比15.2%減となり、25連続で減少した。

雇用保険一般求職者給付の受給資格決定件数は、64人で前年同月比3.2%増となった。

新規求職者（パートを除く）の態様別の状況を前年同月比で見ると、在職者は9.2%増加したが、離職者は30.2%（事業主都合：64.7%減、自己都合：18.2%減）減少し、無業者は0%と動きは見られなかった。

## 有効求人倍率の推移



	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
27年度	1.58	1.53	1.55	1.72	1.76	1.68	1.61	1.64	1.61	1.50	1.39	1.49
28年度	1.51	1.49	1.52	1.55	1.68	1.62	1.69	1.91	2.05	2.01	1.91	1.87
29年度	1.71	1.65	1.75	2.03	1.98	1.98	1.99	1.94	2.07	2.04	2.06	2.05

## 【一般職業紹介の状況】

### 求 職

区 分	計			対前月比	対前年比
	一 般	パート			
新規求職者数	295	204	91	▲1.7	▲19.2
有効求職者数	1,176	750	426	4.4	▲15.2

### 求 人

区 分	計			対前月比	対前年比
	一 般	パート			
新規求人数	677	405	272	▲22.7	3.2
有効求人数	2,405	1,570	835	3.4	▲7.4

### 求 人 倍 率

区 分	計			対前月比	対前年比
	一 般	パート			
新規求人倍率	2.29	1.98	2.99	▲0.63	0.49
有効求人倍率	2.05	2.09	1.96	▲0.01	0.18

### 紹 介 ・ 就 職

区 分	計			対前月比	対前年比
	一 般	パート			
紹介件数	341	229	112	5.3	▲24.6
就職件数	120	68	52	30.4	▲25.5

(▲は減少)

求人倍率：求職者に対する求人の比率

(新規求人倍率＝新規求人数／新規求職者数 有効求人倍率＝有効求人数／有効求職者数)

## 【雇用保険の状況】

### 雇用保険適用

区 分	男	女	計			うち事務組合委託
				対前月比	対前年比	
適用事業所数			1,051	0.5	5.3	330
資格取得者数	120	129	249	▲34.1	▲5.7	30
資格喪失者数	151	95	246	26.2	▲10.5	38
被保険者数	14,643	7,998	22,641	0.03	3.6	2,246

### 雇用保険給付

区 分	受給資格	決定件数	受給者	実人員	支給額 (千円)	
		対前年比		対前年比		対前年比
一般求職者給付	64	3.2	239	▲2.4	28,459	2.0
高齢求職者給付	9	28.6	4	▲55.6	944	▲50.8
短期特例一時金			0	—	0	—
再就職手当			29	0	9,619	4.6
就業手当			2	100	43	71.3

## 賃金情報(中途採用時・職業別)

職業別	一般					パート				
	求人賃金		求職賃金			求人賃金		求職賃金		
	上限	下限	性計	男	女	上限	下限	性計	男	女
職業計	249,139	181,108	184,646	207,222	157,555	965	875	844	887	834
管理的職業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
専門的・技術的職業	250,310	201,976	205,200	224,666	176,000	1,197	1,059	822	850	814
事務的職業	241,050	168,166	163,333	196,666	156,666	891	827	841	1,000	827
販売の職業	303,181	190,181	190,769	208,888	150,000	1,141	846	875	950	853
サービスの職業	232,815	172,825	185,000	215,555	163,846	909	844	838	850	837
保安の職業	-	-	-	-	-	1,230	1,230	1,000	1,000	-
農林漁業の職業	322,000	161,000	160,000	200,000	120,000	972	972	-	-	-
生産工程の職業	232,211	171,517	194,210	199,677	170,000	866	816	840	-	840
輸送・機械運転の職業	289,352	209,950	201,538	201,538	-	1,090	1,025	1,000	1,000	-
建設・採掘の職業	289,380	196,053	222,857	222,857	-	850	850	-	-	-
運搬・清掃の職業	185,641	156,553	166,666	210,000	123,333	854	832	804	826	791
分類不能の職業	-	-	181,666	198,750	147,500	-	-	896	840	910

\* この情報は、当月中に受理した求人及び求職に係る賃金で、一般の場合は基本給及び定額的に支払われる手当の合計額、パートの場合は時間額です。

\* 求職賃金は、一般は希望月額で、パートは希望時間額です。賃金額は、求人・求職いずれも税込み額です。

\* 金額は、いずれも平均額で、「-」は対象データがないことを表示しています。

## 職業別 求人・求職の状況

職業別	一般			パート		
	有効求人数	有効求職者数	有効求人倍率	有効求人数	有効求職者数	有効求人倍率
職業計	1,378	748	1.84	736	426	1.73
管理的職業	0	7	0.00	0	0	0.00
専門・技術的職業	159	94	1.69	53	40	1.33
事務的職業	233	199	1.17	54	110	0.49
販売の職業	275	56	4.91	121	32	3.78
サービスの職業	276	72	3.83	313	75	4.17
保安の職業	0	3	0.00	2	4	0.50
生産工程の職業	177	104	1.70	40	16	2.50
輸送・機械運転の職業	102	46	2.22	7	7	1.00
建設・採掘の職業	89	15	5.93	2	0	-
運搬・清掃等の職業	61	82	0.74	141	98	1.44
その他の職業	0	67	0.00	0	42	0.00

\* 求人数、求職者数、求人倍率は全て月間有効数を対象にしています。

\* 一般、パートとも常用(臨時等は除く)です。

## 雇用保険手続きの際には必ずマイナンバーの届出をお願いします

**平成30年5月以降、マイナンバーが必要な届出等（※）にマイナンバーの記載・添付がない場合には、返戻しますので、記載・添付の上、再提出をお願いします。**

※ マイナンバーが必要な届出等は以下のとおりです。

### ◆マイナンバーの記載が必要な届出等

- ① 雇用保険被保険者資格取得届（様式第2号）
- ② 雇用保険被保険者資格喪失届（様式第4号）
- ③ 高年齢雇用継続給付受給資格確認票・（初回）高年齢雇用継続給付支給申請書（様式第33号の3）
- ④ 育児休業給付受給資格確認票・（初回）育児休業給付金支給申請書（様式第33号の5）
- ⑤ 介護休業給付支給申請書（様式第33号の6）

### ◆個人番号登録・変更届の添付が必要な届出等

（ハローワークにマイナンバーが未届の者に係る届出等である場合）

- ⑥ 雇用継続交流採用終了届（様式第9号の2）
- ⑦ 雇用保険被保険者転勤届（様式第10号）
- ⑧ 高年齢雇用継続給付支給申請書（様式第33号の3の2）
- ⑨ 育児休業給付金支給申請書（様式第33号の5の2）

### ◆既にハローワークにマイナンバーを届け出ている場合について◆

・個人番号記載欄がある届出等については、届出等の都度、マイナンバーを記載いただくこととしておりますが、当該届出等に係る従業員について、既にその他の届出等の際にマイナンバーを届け出ている場合には、各届出等の欄外等に「**マイナンバー届出済**」と記載いただいた上で、マイナンバーの記載を省略することが可能です（事業所における最初の被保険者関係届出となる雇用保険被保険者資格取得届を除く）。  
なお、「マイナンバー届出済」の記載がなされている場合であっても、実際には届出がなされていない場合は返戻いたしますので、マイナンバーの届出をお願いします。

・個人番号記載欄がない届出等（上記⑥～⑨）については「マイナンバー届出済」の記載は不要ですが、届出等に係る者のマイナンバーが未届の場合には返戻いたしますので、個人番号登録・変更届を添付して提出してください。

？ 電子申請により届出等をされる場合には、各届出等の備考欄（資格喪失届は備考欄がないため、社会保険労務士欄の直下のスペース）に「マイナンバー届出済」の記載をお願いします。

### ◆個人番号登録・変更届により別途の登録を行う場合について◆

・個人番号記載欄がある届出等（上記①～⑤）については、届出等の都度、マイナンバーを記載いただくこととしておりますが、事業所のシステムの都合等により、これによることか難しい場合には、当該届出等とあわせ、又は事前に個人番号登録・変更届によりマイナンバーの登録を行うことが可能です。この場合も各届出等の欄外等に「**マイナンバー届出済**」と記載いただくようお願いします。

・個人番号記載欄がない届出等（上記⑥～⑨）についても、届出等の機会を待たず、事前に個人番号登録・変更届によりマイナンバーの登録を行うことが可能です。この場合、届出等に「マイナンバー届出済」の記載は不要ですが、届出等に係る者のマイナンバーが未届の場合には返戻いたしますので、個人番号登録・変更届を添付して提出してください。

？ 新規に被保険者資格を取得する者については被保険者番号が振り出されていないため、資格取得届の提出に先立って個人番号登録・変更届による届出を行うことができません。このように、個人番号登録・変更届の提出が、各種届出等の後になる事情がある場合には、各種届出等の欄外等に「**マイナンバー別途届出（平成〇年〇月〇日頃）**」と記載してください（電子申請により届出等をされる場合には、各届出等の備考欄（資格喪失届は備考欄がないため、社会保険労務士欄の直下のスペース）に記載をお願いします）。

**マイナンバーは雇用保険の各種申請・届出を行う際の様式において記載が必要な事項として厚生労働省令で定められたものです。記載がない場合はこれに反することになります。  
届出等に当たり、お困りの点やご不明な点がございましたら、ハローワークにご相談ください。**

本人からマイナンバーの提供を拒否された場合の取扱いについて

雇用保険手続きの届出に当たって個人番号を記載することは、事業主においては法令で定められた義務であることをご理解いただいた上で、従業員に個人番号の提供を求めていただくこととなりますが、仮にマイナンバーの提供を拒否された場合には、その旨を申し出ていただいた上で受理することとしており、個人番号の記載がないことをもって、ハローワークが雇用保険手続きの届出を受理しないということはありません。

なお、電子申請による届出等の場合は各届出等の備考欄（資格喪失届は備考欄がないため、社会保険労務士欄の直下のスペース）に「本人事由によりマイナンバー届出不可」の記載をお願いします。